

岐阜県立恵那農業高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

(3) 学校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・農業のもつ教育力を生かし、生命の尊さや豊かな心を育てる。
- ・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

いじめ防止対策委員会

[組織の構成員]

- ・学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭）
- ・第三者（弁護士、臨床心理士、保護者代表、地域代表、教員OB）

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年2回（7月と2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について、第三者から意見をいただくとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・MSリーダーズ等の活動を通じて、社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を育み、社会の一員としての自覚を醸成する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・年3回（6月、10月、1月）の「いじめに関するアンケート」（県統一）、迷惑調査（学校独自）を実施し、状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザインを意識した授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 年間計画 (学校いじめ防止プログラム)

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 第1回校内いじめ防止職員研修	・中学校との情報交換 ・いじめ防止に関する講話 ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・生徒会からの広報(以降、定期的に) ・職員間の情報交換会の設定(毎月)
5	教育相談週間(二者面談) 職員研修	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・心理検査等の有効な活用方法についての研修 ・すぐーるによる心のアンケート調査
6	第1回いじめ実態調査(全校)	・すぐーるによるいじめ実態調査
7	第1回いじめ防止対策委員会 第1回県いじめ調査(4~7月) 三者面談 SOSの出し方教育	・迷惑調査(全校) ・第1回県いじめ調査(4~7月) ・家庭生活の状況確認 ・SCによるSOSの出し方に関するLHR実施
8	新学期に向けての職員研修	・夏季休業中の生徒情報交換会
9	教育相談週間(二者面談) 第2回校内いじめ防止職員研修	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・すぐーるによる心のアンケート調査
10	職員研修	・SCによるSOSの受け止め方に関する研修

	S S T 第2回いじめ実態調査（全校）	・外部講師によるS S T実施 ・すぐーるによるいじめ実態調査
11	人権に関するLHR	・全校統一テーマでの人権に関するLHR実施 ・迷惑調査（全校） ・すぐーるによる心のアンケート調査
12	第2回県いじめ調査（8～12月） 三者面談	・第2回県いじめ調査（8～12月） ・家庭生活の状況確認
1	第3回校内いじめ防止職員研修	・冬季休業明けの生徒情報交換会 ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
2	第3回いじめ実態調査（全校） 第2回いじめ防止対策委員会	・すぐーるによるいじめ実態調査 ・迷惑調査（1・2年） ・すぐーるによる心のアンケート調査
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 第4回校内いじめ防止職員研修	・第3回県いじめ調査（1～3月） ・今年度の反省と来年度に向けての方針

3 いじめの問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・ いじめ防止対策委員会による対応

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

- ・ 教職員は、生徒のささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

[対応順序]

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安に継続していること。

※いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※別紙マニュアル、チェックリスト参考

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

〔重大事態の意味〕

- ・ 一号「生命、心身又は財産に重大な被害」の例
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 二号「相当期間」の意味
 - 年間30日が目安

※ただし生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

・ 留意点

いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

〔対応順序〕

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・ いじめ防止対策委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等、生徒の個人調査データ等（心理検査等、いじめアンケート（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等）の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と並び保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

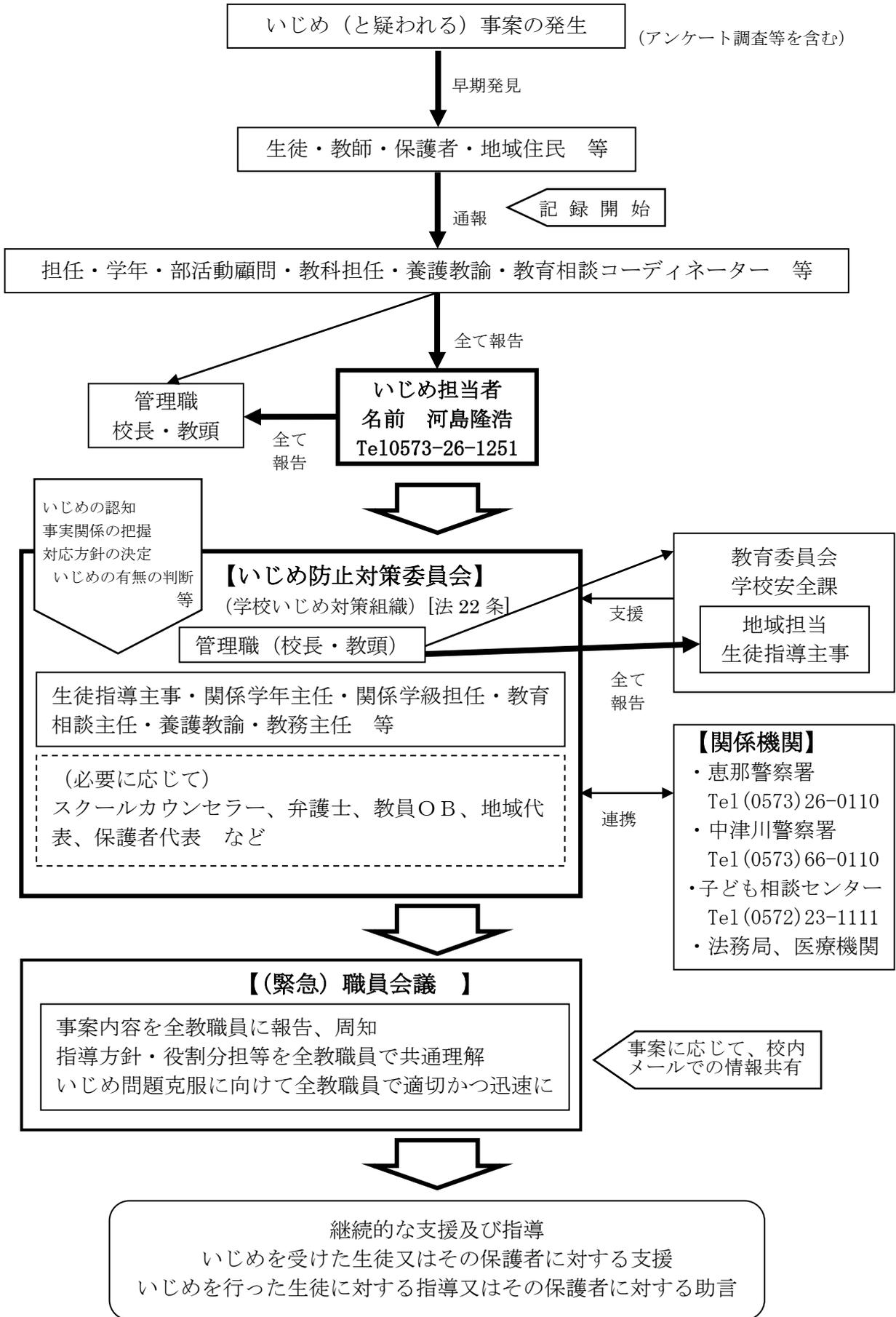
心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

令和8年3月23日改訂

いじめの早期発見・事案対処マニュアル

(1) 対応手順マニュアル

令和8年度 いじめ対応フロー図 (恵那農業高等) 学校



(2) 対応手順チェックリスト

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報（5W1Hについて、事実のみを正確に伝える） <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *いじめ発見の経緯に応じて情報収集し、被害生徒の思いや保護者の意向に配慮する *被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、担任、教育相談係、学年主任、関係教職員への相談状況等の確認 *迷惑調査等のアンケート結果、学級日誌、部日誌等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 被害生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 加害生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り *被害生徒には教職員が必ず安全を守ることを伝え加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る *生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上でその日のうちに緊急対策会議（校内いじめ防止等対策検討会議）の開催 *情報集約 *被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援 *他の生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 *いじめであるかどうかの判断は本対策会議が行う。 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、警察等関係機関との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告。（場合によってはPTA会長に報告） <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 TEL058-272-1111(内線 3143)	
事後の対応	被害生徒	加害生徒
	<input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め教職員が支えることを約束する *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やSC等による心のケア <input type="checkbox"/> 緊急避難としての欠席・別室登校等	<input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等生徒理解に努め、加害生徒の心情も理解し、再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う <input type="checkbox"/> 加害者生徒への二次的ないじめの防止
	周囲の生徒への対応	
	<input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
被害生徒の保護者	加害生徒の保護者	
<input type="checkbox"/> 電話による概要説明 *事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 *複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする *詳細を説明し、誠意をもって対応する *学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する *場合によっては警察に被害届を出す	<input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） *複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える *温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける *加害生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 *保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える *学校の指導・支援の在り方について説明する *被害生徒への対応（謝罪等）について相談する *事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する	
解消	*いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう 1 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している 2 被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する *いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する	

